令和８年度教育施設特殊建築物等建築設備
及び防火設備定期点検等業務委託仕様書

【委託名】　令和８年度教育施設特殊建築物等建築設備及び防火設備定期点検等業務委託

【委託期間】　契約締結日から令和９年３月 31 日まで

【施設概要】　別紙教育施設一覧による。　※門真はすはな中学校は防火設備のみ

【委託内容】
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第４項の規定に基づく定期点検業務
- 建築設備定期点検業務は、㈶日本建築設備・昇降機センター発行「建築設備定期検査業務基準書」の最新版により実施すること。
- 防火設備定期点検業務は、㈶日本建築防災協会発行「防火設備定期検査業務基準」の最新版により実施すること。
- 点検に先立ち、既存資料の確認等を行い、市担当者と協議の上、定期点検計画書を作成すること。
- 定期点検結果報告書により、点検結果の報告を行い、判定についての説明を行うこと。なお、報告書の作成に際しては、定期点検の結果が建築設備のカルテとして役立つよう、その建築設備の履歴がわかるようにすることに留意して作成すること。

【支払条件】　完了払

【点検者の要件】　定期点検は、以下に示すいずれかの資格を有する者が行うこと。

ア　建築設備の点検資格者として、一級建築士、二級建築士又は建築設備資格員の資格を有する者

イ　防火設備の点検資格者として、一級建築士、二級建築士又は防火設備資格員の資格を有する者

（一人で複数の資格を有している場合は兼務してもよい。）

【留意事項】
- 点検業務について疑義が生じた場合は、市担当者と協議すること。
- 点検業務に関する打合せは、全て記録すること。
- 点検業務は、安全面、防災面、及び衛生面を重点に慎重かつ遺漏のないように行うこと。
- 学校・園行事等を優先とし、市、市教育委員会と協議の上、受注者が日程調整し、定期点検計画書により行うこと。
- 学校・園及び市、市教育委員会の都合により、学校・園に影響の少ない土曜日・日曜日・祝休日に実施することもありえる。
- 児童クラブは、平日の午後及び土曜日に運営しているので、これを踏まえて実施日を調整すること。
- 給食棟（室）の入室には、衛生面から土足厳禁のため各自で上履等を用意する。また、帽子とマスクの着用が必須である。
 なお、給食棟への入室については、長期休暇を除けば調理終了後となることから、基本的には平日の午後３時以降となる。

【提出資料】
- 定期点検計画書　提出部数：1 部
- 定期点検報告書　提出部数：2 部
- 定期点検実施状況写真　提出部数：1 部
- 写真はサービス版･カラーとし、A4 版アルバムに整理すること。